

「テロの未然防止に関する行動計画」の主な実施状況

1. スカイ・マーシャルの導入によるハイジャック対策の強化(第3)

平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定・運用開始

2. 旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等(第3)

1月24日改正旅館業法施行規則を公布・4月1日施行

3. 爆発物等を輸入禁制品にすることによる輸入管理の強化(第3)

2月8日関税定率法改正案を閣議決定・国会提出(3月30日成立・4月1日施行)

4. 核物質防護対策の強化(第3)

2月18日原子炉等規制法改正案を閣議決定・国会提出(5月13日成立)

5. 航空会社等に対する乗客の旅券確認の義務付け(第3)

2月25日入管法改正案を閣議決定・国会提出(6月16日成立)

6. 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化(第3)

3月29日関係業界に対し所管局長通達を发出

7. 文書鑑識指導者の派遣等による諸外国の文書鑑識能力向上の支援(第3)

4月からタイ・バンコクの国際空港に入国審査官を偽変造文書鑑識の専門家として派遣